

指定管理者制度を導入

神割崎キャンプ場など次の公の施設は、これまでの町直営または町からの管理委託を受けた公共団体により運営されてきましたが、9月1日からは指定管理者により管理が行われることとなりました。

指定管理者は、応募のあった団体から候補を選定後、議会での議決を経て町が指定したものです。

この指定管理者が施設の管理を行う期間は、いずれも平成18年9月1日から平成23年3月31日までの4年7カ月間です。

～9月1日からスタート～

●指定管理者制度を導入する施設及び指定管理者

	施設の名称	指定管理者の名称
1	神割崎キャンプ場 神割観光プラザ	神割観光物産振興組合
2	ひころの里	ひころレディース
3	福祉の里 志津川デイサービスセンター	南三陸町社会福祉協議会
4	老人福祉センター 歌津デイサービスセンター	南三陸町社会福祉協議会
5	水産振興センター	株式会社 やまと物産
6	活性化センターいずみ・ 体験農園	石泉部落会

Q&A

指定管理者制度とは？

指定管理者制度とは、
どういった制度ですか？

平成15年の地方自治法改正により新設された指定管理者制度は、公の施設の管理運営に民間事業者のノウハウを活用することで効率的な施設管理を行い、より高いサービスを提供し、より適正なコストで提供しようとするものです。

これを実現するために、指定管理者が公の施設の管理を

通じて適正な利益をあげることも認められています。

指定管理者になっても、これまでどおり施設を利用できますか？

これまでどおり利用できます。

指定管理者制度を導入した場合でも、施設そのものは町が設置した公の施設であることにかわりはありません。公の施設の管理運営について